

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-22
処分の種類	容器検査所検査主任者の解任命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第52条第4項			
処分の概要	<p>検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者に職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)</p>			
基準の制定根拠				